

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（復興庁、農林水産省、経済産業省）

項 目 名	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の拡充・延長
税 目	所得税、法人税

【現行制度の概要】

令和 8 年 3 月 31 日までに、新産業創出等推進事業促進区域^{※1}内において、福島県知事の認定を受けた新産業創出等推進事業^{※2}を実施する事業者が、当該新産業創出等推進事業の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を適用する。

※ 1 福島国際研究産業都市区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）第 84 条第 2 項第 2 号）

※ 2 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるもの（福島特措法第 84 条第 1 項）

（１）機械等に係る特別償却等^{※3}

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	即時償却	15%
建物・構築物	25%	8%

※ 3 特別償却と税額控除は選択適用。

（２）避難対象雇用者等又は特定雇用者^{※4}を雇用した場合の税額控除

新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する避難対象雇用者等又は特定雇用者に対して、税額の 20%を限度として、給与等支給額の 15%を税額控除できる。

※ 4 特定雇用者とは、次の者（避難対象雇用者等を除く。）をいう。

イ 平成 23 年 3 月 11 日において福島国際研究産業都市区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者

ロ その法人が行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者（上記イの者を除く。）

（３）開発研究用資産に係る特別償却等

開発研究用資産を即時償却できることに加え、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして、税額控除できる。

（注）

（1）機械等に係る特別償却等と（2）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

【要望の内容】

本特例措置を 3 年間延長するとともに、新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものについては、以下の特例措置を講ずる。

（１）機械等に係る特別償却等^{※5}

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置	45%	14%
建物・構築物	23%	7%

※ 5 特別償却と税額控除は選択適用。

（２）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除

		新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する、一定の要件を満たす雇用者に対して、税額の 20%を限度として、給与等支給額の 9 %を税額控除する。 【関係条文】 福島特措法 第 84 条～第 85 条の 7 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 10 条の 2 第 1 項第 3 号、第 10 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号、第 11 条、 第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号、第 17 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号、第 18 条	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲440 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする		(1) 政策目的 裾野の広いサプライチェーンを含む産業集積の構築等を通じた福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）の実現に至るにはなお途上の段階。新産業創出等推進事業を行う事業者の課税の負担を軽減することによって、浜通り地域等（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村の 15 市町村をいう。以下同じ。）における産業集積の形成及び活性化を、設備・雇用等の面からより広く下支えし、自立的・持続的な産業発展の促進を図る。 (2) 施策の必要性 浜通り地域等においては、イノベ構想のこれまでの取組により、企業進出やそれに伴う雇用創出など一定の成果が出ているものの、建設業を除いた域内総生産や製造品出荷額等については、依然として全国水準の伸び率を下回っている（浜通り地域等：▲4.4%、全国：+9.9%）※。 これまで、本特例措置によって自立的・持続的な産業発展を後押ししてきたが、イノベ構想を実現するには、現行で対象になっている事業者に加え、産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業も一体となって取組を進めることが重要である。そのため、本特例措置について、適用期限を 3 年間延長するとともに、対象事業を拡充することで、さらに支援を強力に進めていく必要がある。 ※（福島県）福島県市町村民経済計算、（全国）国民経済計算により、建設業を除いた域内総生産を算出。	
今回の要望（租税特別措	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■東日本大震災復興加速化のための第 14 次提言（令和 7 年 6 月 4 日総理手交）（抄） I. 原子力事故災害被災地域 4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建 (2) 福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建 ○ 復興特区税制が令和 7 年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和 7 年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。 ■「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 (1) 原子力災害被災地域

		⑤ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建 (福島イノベーション・コースト構想) - 福島浜通り地域等が産業復興を果たして、2030 年頃までの自立的・持続的な産業発展につながるよう、また、福島浜通り地域等には企業進出や産業集積が一定程度進んだ地域もある一方で、避難指示解除から日の浅い地域をはじめ事業環境が依然として厳しい地域もあることから、産業発展のビジョンとして本年 6 月に改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づく取組を国、県、市町村や関係機関が一体となって、適切なフォローアップを行いながら進めることにより、地域経済の持続的な発展、暮らしや公共コミュニティサービスへの裨益、新たな活力の呼び込みの連鎖を第 3 期復興・創生期間で推進していく。 - その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要であるとの考えの下、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の 3 つを取組の柱として、「実証の聖地」を目指して、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、食に関する新技術（フードテック）も含め、企業立地補助金等を効果的に活用し、産業集積や社会課題解決に資する取組を進める。 ■復興庁政策体系評価 政策「復興施策の推進」 施策「(2)原子力災害からの復興に係る施策の推進」								
	政 策 の 達成目標	新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化を図ることで、イノベ構想の実現を通じた自立的・持続的な産業発展を目指す。								
	租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間（令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。								
	政策目標の達成状況	令和 6 年度までの福島特措法第 85 条の 2 に基づく認定の件数は 7 件								
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	<table><tr><td>令和 8 年度</td><td>28 件</td></tr><tr><td>令和 9 年度</td><td>29 件</td></tr><tr><td>令和 10 年度</td><td>30 件</td></tr><tr><td>計</td><td>87 件</td></tr></table> ※令和 3～6 年度の本特例措置における認定件数及び拡充により適用が見込まれる件数を基に推計	令和 8 年度	28 件	令和 9 年度	29 件	令和 10 年度	30 件	計
令和 8 年度		28 件								
令和 9 年度	29 件									
令和 10 年度	30 件									
計	87 件									
	要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、新産業創出等推進事業を行う事業者の課税の負担を軽減することで、設備投資や雇用機会の確保等といった、産業集積の形成及び活性化に資する新たな取組が、一層促進され、自立的・持続的な産業発展につながる。								

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	-											
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-											
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-											
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化に資する新たな取組である新産業創出等推進事業を実施する事業者に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。											
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○令和3～6年度の実績（認定件数） <table><tr><td>令和3年度</td><td>1件</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>1件</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1件</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>計</td><td>7件</td></tr></table>		令和3年度	1件	令和4年度	1件	令和5年度	1件	令和6年度	4件	計	7件
	令和3年度	1件											
	令和4年度	1件											
	令和5年度	1件											
	令和6年度	4件											
	計	7件											
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-												
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、認定を受けた事業者による設備投資や雇用機会の確保等が促進され、浜通り地域等における産業集積の形成及び活性化につながることで、自立的・持続的な産業発展に資することができる。												
前回要望時の達成目標	-												
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-												
これまでの要望経緯	令和2年度 令和3年度	福島特措法税制に関する所要の措置 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の創設											

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

項 目 名	福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長											
税 目	所得税、法人税											
要 望 の 内 容	【現行制度の概要】 令和8年3月31日までに、福島県内において、福島県知事の指定を受けて特定風評被害※ ¹ がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動※ ² （以下「特定事業活動」という。）を実施する事業者が、当該特定事業活動の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を適用する。 ※1 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）第7条第5項第3号） ※2 個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動（福島特措法第74条第1項）											
	（1）機械等に係る特別償却等※ ³											
	<table><tr><td>対象資産</td><td>特別償却</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>機械・装置、器具・備品</td><td>即時償却</td><td>15%</td></tr><tr><td>建物・構築物</td><td>25%</td><td>8%</td></tr></table>			対象資産	特別償却	税額控除	機械・装置、器具・備品	即時償却	15%	建物・構築物	25%	8%
	対象資産	特別償却	税額控除									
	機械・装置、器具・備品	即時償却	15%									
	建物・構築物	25%	8%									
	※3 特別償却と税額控除は選択適用。											
	（2）特定被災雇用者等※ ⁴ を雇用した場合の税額控除 福島県内の事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除できる。 ※4 平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者											
	（注）（1）機械等に係る特別償却等と（2）特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。											
	【要望の内容】 本特例措置の適用期限を3年間延長する。											
【関係条文】 福島特措法 第74条～第75条の5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第10条の2第1項第2号、第10条の3の2第1項第2号、 第17条の2の2第1項第2号、第17条の3の2第1項第2号												
<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>－</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>－ 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>－ 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改正増減収額）	（	－ 百万円）	
平年度の減収見込額	－	百万円										
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）										
（改正増減収額）	（	－ 百万円）										

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 福島県においては、農林水産業や観光業等への風評被害がいまだ根強く残る状況。特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動を行う事業者の課税の負担を軽減することによって、農林水産物及びその加工品の販売等や県内への観光誘客の促進につなげ、原子力災害からの産業の復興及び再生を図る。 (2) 施策の必要性 放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は 6.2%（令和 7 年 1 月）となっており、東北 6 県の産品の購入をためらう人の割合（2.3%（同））と比較すると、依然として高い割合で推移している※⁵。また、福島県産品と全国平均の価格差についても、依然として震災前の水準に戻っていない品目（牛肉：全国平均との価格差▲4.3%（平成 22 年度）→同▲9.3%（令和 6 年度）、桃：同▲5.9%（平成 22 年度）→同▲11.6%（令和 6 年度））がある※⁶。 加えて、観光目的の宿泊者が 50%以上の施設における延べ宿泊者数について、福島県の震災前（平成 22 年）と比較した令和 6 年の伸び率は、全国の水準を大きく下回る（福島県 71%、全国：148%）※⁷など、農林水産業や観光業等においては、風評被害がいまだ根強く残る状況。 引き続き福島県内において農林水産業や観光業等への風評被害に対応するため、本特例措置の 3 年間延長を要望する。 ※ 5 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第 18 回）」（令和 7 年 3 月消費者庁取りまとめ） ※ 6 「風評の影響の払拭に向けた農林水産省の取組について」（令和 7 年 4 月農林水産省取りまとめ） ※ 7 宿泊旅行統計調査「観光目的の宿泊者が 50%以上の施設における延べ宿泊者数」における各年結果の平成 22 年結果比
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性 政策体系における政策目的の位置付け ■東日本大震災 復興加速化のための第 14 次提言（令和 7 年 6 月 4 日総理手交）（抄） I. 原子力事故災害被災地域 4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建 （2）福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建 ○ 復興特区税制が令和 7 年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和 7 年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。 ■「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 （1）原子力災害被災地域 ③帰還・移住等の促進、生活再建等（交流・関係人口の拡大、観光の振興） ・ 観光については、福島県は「自然、気候、文化、食」といった魅力ある観光資源を有しており、また、「復興の地 ふくしま」を実際に訪れ見てもらうことにより交流人口の拡大のみならず風評の払拭にもつながる効果も期待できる。しかしながら、訪日外国人延べ宿泊者数や教育旅行等の回復に課題が残ることから、持続的な観光を推し進めるため、課題を分析し、復興を軸とした観光振興策を戦略的に推進する。 ⑦風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのない偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に引き続き取り

		組む。また、科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。 ■復興庁政策体系評価 政策「復興施策の推進」 施策「(2)原子力災害からの復興に係る施策の推進」								
	政策の達成目標	福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等								
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。								
	政策目標の達成状況	令和6年度までの福島特措法第75条の2に基づく指定の件数は17件								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>令和8年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>計</td><td>12件</td></tr></table> ※令和3～6年度の指定件数より推計	令和8年度	4件	令和9年度	4件	令和10年度	4件	計	12件
	令和8年度	4件								
令和9年度	4件									
令和10年度	4件									
計	12件									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、特定事業活動を行う事業者の課税の負担を軽減することで、設備投資や雇用機会の確保等が促進され、福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等に資することができる。								
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-								
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、福島県内にいまだ残る風評被害を受ける農林水産業及び観光業等に係る事業者に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。								

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○令和3～6年度の実績（指定件数）	
		令和3年度	6件
		令和4年度	2件
		令和5年度	4件
		令和6年度	5件
		計	17件
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、指定を受けた事業者による設備投資や雇用機会の確保等が促進され、福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等に資することができる。	
	前回要望時の達成目標	-	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-	
これまでの要望経緯	令和2年度 令和3年度	福島特措法税制に関する所要の措置 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設	

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省・内閣府・復興庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省・防衛省）

項 目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、租税特別措置法施行規則第 20 条）
要 望 の 内 容	我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。特に、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフッティングな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。 ○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の適用期限を延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ 等

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		(精査中) 百万円 (▲947,900) 百万円 23,000 百万円
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.0兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同：18.0兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約8割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 加えて、近年、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来し、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコルフットィングな投資環境の整備等に必要な税制措置を講じることが必要である。		
今回の要望（租税	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円	

		・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○経済財政運営と改革の基本方針 2025 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定] 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （中堅・中小企業による賃上げの後押し） 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 ～略～ （4）先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定] Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1. 中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進 ～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。 V. 科学技術・イノベーション力の強化 1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。
--	--	--

○産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～成長投資が導く2040年の産業構造～〔令和7年6月3日〕

IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策
(10)イノベーション・スタートアップ

③今後必要な施策

【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】

(研究開発投資インセンティブの重点化・強化)

・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。

・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。

○産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～〔令和7年4月17日〕

3. 政策の方向性と具体的施策

(1) 戦略技術領域の特定と一気通貫支援

① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化

有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一步前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。

＜具体的施策＞

・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等）

・戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等）

・企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）

・中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等）

・国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等）

③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。

＜具体的施策＞

～略～

			・企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及
		政 策 の 達成目標	○2021 年度～2025 年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 （政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○2026 年度以降の目標 2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。 《成果指標》 国内研究開発投資の総額 《目標値》 官民合わせた研究開発投資の総額を 2026 年度より 2030 年度までに約 120 兆円（5 年間）にする。（2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。）
		租税特別措置の適用又は延長期間	○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○ オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○中小企業凍雨における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ （以上、適用期限の定めなし） ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗措置の延長 ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合に控除率及び控除上限の上乗措置の延長 （以上、令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間））

		同上の期間中の達成目標	第7期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中																												
	政策目標の達成状況	○官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にするとの達成目標に対して、2021年度～2023年度の研究開発投資総額の合計は約62.5兆円となっている。 研究費の推移（兆円） <table><tr><td></td><td>2021年度</td><td>2022年度</td><td>2023年度</td><td>2024年度※</td><td>2025年度※</td><td>合計</td><td>目標値 (2021～2025年度)</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>- (23.4)</td><td>- (24.9)</td><td>62.5 (110.7)</td><td>120</td></tr></table> ※2024年度は科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。 企業の自己負担研究費（兆円） <table><tr><td></td><td>2021年度</td><td>2022年度</td><td>2023年度</td><td>2024年度</td><td>2025年度</td></tr><tr><td>企業</td><td>15.7</td><td>17.0</td><td>18.0</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> [出典：2024年（令和6年）科学技術研究調査（総務省）]			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)	総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	企業	15.7	17.0	18.0	-	-
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)																								
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120																								
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度																										
企業	15.7	17.0	18.0	-	-																										
有効性	要望の措置の適用見込み	○令和8年度適用件数見込み ・一般型 9,650件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016件／事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941件／事業年度																													
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。 以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。																													
相当	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																													

		予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																				
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 民間研究開発投資に対する政府支援の割合 <table><tr><th></th><th>研究開発税制等</th><th>補助金等</th><th>合 計</th></tr><tr><td>日本</td><td>5.89%</td><td>1.85%</td><td>7.74%</td></tr><tr><td>米国</td><td>5.20%</td><td>3.90%</td><td>9.10%</td></tr><tr><td>英国</td><td>15.05%</td><td>5.13%</td><td>20.18%</td></tr><tr><td>独国</td><td>0.19%</td><td>3.52%</td><td>3.71%</td></tr><tr><td>仏国</td><td>19.48%</td><td>9.39%</td><td>28.87%</td></tr><tr><td>韓国</td><td>5.65%</td><td>4.91%</td><td>10.56%</td></tr><tr><td>中国</td><td>12.54%</td><td>2.40%</td><td>14.94%</td></tr><tr><td>OECD 平均</td><td>6.5%</td><td>4.81%</td><td>11.31%</td></tr></table> (出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023 As a percentage of BERD) ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。		研究開発税制等	補助金等	合 計	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%
	研究開発税制等	補助金等	合 計																																				
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																				
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																				
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																				
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																				
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																				
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																				
中国	12.54%	2.40%	14.94%																																				
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%																																				
		要望の措置の妥当性	・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 ・研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 ・しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 円）とは乖離がある状況（第 1 回 総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会（令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で図った上で延長をすることが妥当。 ・科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」																																				

			の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコルフッティングな投資環境の整備等が必要。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	① 減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分） ＜一般型＞ 令和 3 年度 6,120 億円（159 億円） 令和 4 年度 7,255 億円（422 億円） 令和 5 年度 8,994 億円（542 億円） ＜中小企業技術基盤強化税制＞ 令和 3 年度 256 億円（254 億円） 令和 4 年度 241 億円（237 億円） 令和 5 年度 258 億円（250 億円） ＜オープンイノベーション型＞ 令和 3 年度 151 億円（ 6 億円） 令和 4 年度 141 億円（12 億円） 令和 5 年度 226 億円（14 億円） ② 適用件数（うち、資本金 1 億円以下の法人分） ＜一般型＞ 令和 3 年度 3,556 件（1,005 件） 令和 4 年度 8,014 件（4,091 件） 令和 5 年度 9,047 件（4,910 件） ＜中小企業技術基盤強化税制＞ 令和 3 年度 5,558 件（5,542 件） 令和 4 年度 5,636 件（5,624 件） 令和 5 年度 5,638 件（5,624 件） ＜オープンイノベーション型＞ 令和 3 年度 593 件（ 287 件） 令和 4 年度 2,752 件（1,351 件） 令和 5 年度 3,120 件（1,974 件） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 42 条の 4 ②令和 5 年度適用件数（うち、資本金 1 億円以下の企業分） （1）一般型 : 9,047 件（4,910 件） （2）中小企業技術基盤強化税制 : 5,638 件（5,624 件） （3）オープンイノベーション型 : 3,120 件（1,974 件） ③令和 5 年度適用額（うち、資本金 1 億円以下の企業分） （1）一般型 : 8,994 億円（542 億円） （2）中小企業技術基盤強化税制 : 258 億円（250 億円） （3）オープンイノベーション型 : 226 億円（14 億円）	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	○企業の自己負担研究費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分） 平成 26 年度 147,388 億円（4,887 億円） 平成 27 年度 147,727 億円（4,061 億円） 平成 28 年度 143,075 億円（4,419 億円） 平成 29 年度 149,863 億円（3,849 億円） 平成 30 年度 154,369 億円（3,585 億円） 令和 元年度 154,473 億円（4,010 億円） 令和 2 年度 152,236 億円（4,358 億円） 令和 3 年度 156,567 億円（4,815 億円） 令和 4 年度 169,982 億円（7,570 億円） 令和 5 年度 180,151 億円（5,466 億円） （出典：総務省「科学技術研究調査」）
	前回要望時の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標期間中であるが、官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）。
これまでの要望経緯		昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加） 平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。

		特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の 15% 相当額を加算することとし、当期の法人税額の 14% 相当額）に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度（総額型）の創設。
平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。
	縮減	税額控除率の 2% 上乘せ措置の廃止。
平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。
		売上高の 10% を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	（経済対策）総額型等について①控除上限の引上げ（20%→30%）、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置（22 年度末まで）。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（23 年度末まで）。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20% から 30% に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	（平成 23 年 6 月再つなぎ法） 総額型の控除上限を 20% から 30% に引き上げる措置を延長（23 年度末まで）。
平成 24 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（25 年度末まで）。
平成 25 年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26 年度末まで）
平成 26 年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長（28 年度末まで） 増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大 30% まで）に改組。
平成 27 年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度（OI 型）をあわせ、控除上限を 30%（総額型 25%、OI 型 5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。

		0I 型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。
	縮減	繰越控除制度の廃止。
平成 29 年度	拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率変動する仕組みを導入（控除率の一部は 30 年度末まで）。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30 年度末まで）。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30 年度末まで）。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。
	延長	0I 型の要件を緩和。
	延長	高水準型の適用期限を 2 年間延長（30 年度末まで）。
令和 元年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで）
令和 3 年度	拡充	一般型（総額型から改名）の控除上限を 25%から 30%に引き上げ（2 年間） ※2020 年 2 月 1 日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。 一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。 自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。 特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。
	縮減	特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 4 年度末まで）
令和 5 年度	拡充	一般型試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。

	ビッグデータやA I等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。 延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで） 令和6年度 縮減 試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。
--	--

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省・復興庁）

項 目 名		農業者が農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の 所有権移転登記の税率の軽減措置の延長	
税 目		登録免許税（措法第 77 条、震災特例法 40 条の 2 の 2）	
要 望 の 内 容	農業を営む者が、農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に 関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）に規定する農地 中間管理機構（以下「機構」という。）が作成する農用地利用集積等促進計画 及び福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」と いう。）に規定する福島県知事が作成する農用地利用集積等促進計画をいう。 以下同じ。）により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登 記の税率の軽減措置（20/1,000→10/1,000）の適用期限を 2 年延長すること。		
	平年度の減収見込額		－ 百万円
	（制度自体の減収額）		（ － 百万円）
	（改正増減収額）		（ － 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化により、農地の有効利用や担い手の生産性向上を推進し、食料自給力を確保すること (2) 施策の必要性 ① 高齢化や人口減少により農業者の減少が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農林水産省では、昨年6月に改正施行された食料・農業・農村基本法の基本理念の一つである「食料安全保障の確保」を実現する観点から、同法に基づき本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画における講ずべき施策として、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることとしている。 令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、 ア 人・農地プランを地域計画として法定化し、地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した上で、 イ 目標地図を実現すべく、地域内外から受け手を幅広く確保しつつ、機構を活用した農地の集約化等を進めていく こととし、加えて、地域計画の実現のためには、機構が地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分することが重要であるため、農地の権利移動の手法を、機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に一本化する改正を行い、従来以上に機構を介した農地の権利移動を推進することとしたところである。 担い手への農地の集積・集約化に向けては、機構が行う農地中間管理事業による利用権設定だけでなく、機構が行う農地売買等事業による所有権移転も有効な手段であり、都府県と比べ農地が安価である北海道を中心に実施されているところ。 農地売買等事業は、出し手の売渡希望時期と受け手の買入希望時期のタイムラグを、機構が一旦保有することにより解消することができ、離農農家の農地を担い手へ引き渡す手段として有効である。 今後も農地売買等事業による担い手への農地の集積・集約化を推進し、地域計画の実現を後押しするためにも、農用地利用集積等促進計画による農地取得の際の費用負担を軽減する本特例措置は、引き続き継続していく必要がある。 ② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定されている。 ア 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号） （令和6年6月5日改正法施行） （望ましい農業構造の確立） 第26条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。 （農地の確保及び有効利用） 第28条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
--	--

		イ 食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定） 「食料安全保障の確保」を実現する観点から、「食料自給力の確保」において ・ 2030 年度の担い手への農地集積率の目標値として 7 割 ・ 地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることを明記。 ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号） （援助） 第 31 条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。													
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 食料自給力の確保												
		政策の達成目標	令和 12 年度の担い手への農地集積率が 7 割												
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長												
		同上の期間中の達成目標	担い手への農地集積率を 7 割に拡大していく												
		政策目標の達成状況	令和 7 年 3 月末における担い手への農地集積率は 61.5%。												
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td><td>11,213</td><td>11,233</td><td>11,216</td></tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td><td>32</td><td>32</td><td>32</td></tr> </tbody> </table>		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	適用件数(件)	11,213	11,233	11,216	減収額(百万円)	32	32	32
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度												
適用件数(件)	11,213	11,233	11,216												
減収額(百万円)	32	32	32												

		要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	令和8年度の農地の有償所有権移転見込み件数(50,780件)のうち、農用地利用集積等促進計画による見込み件数(14,892件)の割合は29%であり、そのうち、本特例措置の適用見込み件数(11,233件)は75%を占めており、農用地の円滑な権利移動を促し、食料・農業・農村基本計画に掲げる目標達成に寄与する。 ※ 令和8年度の見込み件数は、令和2年度～令和4年度の「農地の権利移動・借賃等調査」による実績から算出。												
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の課税標準の特例(不動産取得税)(地方税法附則第11条第1項)												
		予算上の措置等の要求内容及び金額	機構が行う農地買入等に要する借入資金に対する利子助成(農地中間管理機構事業の令和7年度予算額約43億円の内数)												
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構を経由した農地売買を促進し、担い手への農地の集積・集約化を推進するために、予算上の措置は機構の借入資金に対する利子を助成し、税制上の措置は担い手が農地を取得する場合の登録免許税を軽減することとしている。												
		要望の措置の妥当性	農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進するためのインセンティブとなるものであり、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。 なお、機構法に基づく農用地利用集積等促進計画は、機構が作成し都道府県知事が認可・公告するもの、福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画は、福島県知事が作成し公告するものであり、本特例措置の適用対象は、いずれも公的な計画に基づく農用地等の取得である。 また、適用対象を農用地としての利用が確保される農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域内の土地としており、政策目標達成のために必要最小限の措置となっている。												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	適用実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td><td>11,161</td><td>11,143</td><td>11,270</td></tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td><td>30</td><td>30</td><td>34</td></tr> </tbody> </table> 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額(法務省・登記統計)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	適用件数(件)	11,161	11,143	11,270	減収額(百万円)	30	30	34
	令和3年度	令和4年度	令和5年度												
適用件数(件)	11,161	11,143	11,270												
減収額(百万円)	30	30	34												

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	令和4年度の農地の有償所有権移転件数(50,614件)のうち、農用地利用集積計画による件数(14,593件)の割合は29%であり、そのうち、本特例措置の適用件数(11,143件)は76%を占める。 ※ 令和4年度の件数は、「農地の権利移動・借賃等調査」による実績から算出。 北海道のように、農地の売買価格が農地の収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が進んでいる。特に担い手による農地の購入のニーズがあるものの、すぐに資金を確保できない場合において、農地を譲渡したい離農者等から機構が買い入れ、資金が確保できるまで一定期間機構が農地を保有し、買い手の資金が確保できた後に売り渡すことができる農地売買等事業は、離農者の農地を効率的に担い手に集積するのに役立てられている。 本特例措置は、農地取得の際の登録免許税の負担を軽減することにより、農地売買等事業の活用を促進することで、担い手への農地の集積・集約化及び地域計画を実現するための手段として有効である。
	前回要望時の 達成目標	令和5年度末までに、全農地面積の8割が「担い手」によって利用される。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	令和7年3月末における担い手による農地の利用面積は約263万haであり、全耕地面積(約430万ha)に占める割合は約6割(61.5%)となっている。 これまで担い手への農地の集積を進めてきたが、高齢化・人口減少が進み、離農者が増加する中、担い手が利用している農地が分散状態にあり、農業生産の効率化が進まないことから、既存の担い手が農地を引き受けきれない地域が増加していたところ。これらの問題に対応するため、令和5年の改正基盤法により、地域全体の農業の将来の在り方を示した地域計画の策定を法定化するとともに、農地の権利設定を農地の再配分機能を有する機構経由へと一本化する改正を行い、本年4月から制度が本格施行されたところである。 今後も改正後の制度を適切に運用することはもとより、必要に応じた見直し、税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成に向けた取組みを加速化する必要がある。
これまでの 要望経緯		昭和56年度 創設 平成3年度以降2年ごとに期限延長を要望 令和3年度 福島特措法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置 令和4年度 農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、機構法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置 令和5年度 3年延長

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省・復興庁・環境省）

項 目 名		住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	住宅価格の高騰等により住宅取得環境が厳しくなる中においても、多様化する居住ニーズへの対応、カーボンニュートラルなど、2050 年に目指す住生活の実現に向けて、令和 7 年末に適用期限を迎える住宅ローン減税、認定住宅の投資型減税について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。		
	併せて、被災者の住宅再取得等を支援するため、住まいの復興給付金を含め、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。		
	平年度の減収見込額		— 百万円
	(制度自体の減収額)		(— 百万円)
	(改 正 増 減 収 額)		(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	足下の住宅市場は、戸建住宅、マンションのいずれも、コロナ禍以前と比べて価格上昇率が2桁を超えるなど住宅価格の高騰が続いているとともに、住宅ローンについては、近年固定金利が大きく上昇しているほか、変動金利も足下で上昇が見られる。また、実質賃金はそれほど上がっておらず、住宅所要資金は年々上昇するなど、住宅取得環境は一段と厳しさを増している。 一方、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充することとされており、引き続き省エネ性能の高い住宅の取得を促進していく必要があることに加え、現在、社会資本整備審議会住宅宅地分科会において、住生活基本計画の見直しに向けた議論が進められており、この検討状況も踏まえ、住宅取得等促進策を講じる必要がある。 こうした状況を踏まえ、令和7年末に適用期限を迎える住宅ローン減税、認定住宅の投資型減税について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。 また、震災後15年弱が経過し、まちづくり事業が進展する等の状況変化がみられる一方、帰還困難区域など、今なお被災者の住宅再建に向けた環境が整わない区域がみられるところ。こうした状況を踏まえつつ、引き続き住宅再建の支援を行う必要があることから、令和7年末までに適用期限を迎える住宅ローン減税の被災者向け措置に関し、必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○ 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）（目標） ・子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 ・脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 （基本的な施策） ・住宅の年収倍率等の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進 ・駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進 ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充 （復興庁政策評価体系における位置づけ） 政策「復興施策の推進」 施策「（3）被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進」
		政策の達成目標	—

		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置（個人住民税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—